

原産地表示の留意点（誤解しやすい事例）

誤 原産地表示の事項名として「原産地（植菌地）」と必ず表示しなければならない。

正 原産地表示の事項名について、表示義務はありませんが、**原産地が明確に認識**され、消費者に誤解を与えない表示を行う必要があります。

【表示例】

- ・原産地：〇〇県
- ・〇〇県産 〔「収穫地」などについて、原産地と異なる都道府県名（地域名）を表示していない場合に限る。〕
- ・原産地（植菌地）：〇〇県

誤 収穫地（採取地）を必ず表示しなければならない。

正 収穫地（採取地）は任意表示であり、**義務表示ではありません**。なお、任意で収穫地を表示する場合、「原産地（植菌地）：〇〇県、収穫地：〇〇県」などと原産地が明確に認識され、全体として消費者に誤認を与えないような表示を行う必要があります。

誤 菌床製造地を表示しなければならない。

正 原産地（植菌地）の表示は義務表示ですが、菌床製造地の表示は義務表示ではありません。なお、令和2年3月の食品表示基準Q&Aにおいて任意で菌床製造地を表示することが望ましいとしていましたが、植菌地を原産地として表示する今回の改正に伴い、消費者の混乱を防ぐ観点から、**菌床製造地として表示を行わないことが望ましいです**。

誤 生しいたけの原産地の表示について、市町村名や地域名のみ表示は認められておらず、必ず都道府県名を表示しなければならない。

正 国産品である農産物の原産地の表示については、原則、都道府県名を表示します。なお、都道府県名に代えて、市町村名その他一般に知られている地名（郡名、島名、一般に知られている旧国名や地名（尾張、房総等））で表示することも可能です。

誤 乾しいたけの原料原産地名の表示は、都道府県名で表示しなければならない。

正 乾しいたけの原料原産地名の表示について、原料しいたけが国産品の場合は、国産である旨を表示します。なお、**国産である旨の表示に代えて、都道府県名その他一般に知られている地名で表示することも可能です**。

誤 容器包装上に原産地表示が行われていなければ店頭での販売はできない。

正 生しいたけの原産地表示については、小売店での販売時に「**容器包装の見やすい箇所**」に表示するほか、「**製品に近接した掲示**」や「**その他の見やすい場所**」に表示することも可能です。